

令和6年嵐山町農業委員会 第6回総会議事録

1. 開会日時

令和6年7月24日（水）午前10時45分～午前11時15分

2. 開催場所

嵐山町役場 町民ホール

3. 出席委員（出席者8名）

第1番 瀬山和令 第2番 金井敏隆 第3番 内田公生 第4番 内田久子
第5番 安藤紀子 第6番 杉田健一 第7番 青木美恵子 第8番 杉田 哲

4. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届
出について

日程第 5 報告第6号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人
の報告について

日程第 6 議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第 7 議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 寧

事務局次長 内田 雅幸

主 事 高田 遼太郎

議長 (総会招集あいさつ)

議長 それでは、総会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は8名であります。

嵐山町農業委員会 会議規則第6条の規定による、
定足数に達しております。

議長 よって、令和6年嵐山町農業委員会第6回総会は成
立しました。

これより開会します。

議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 第5 安藤 紀子 委員

議席番号 第6 杉田 健一 委員

議席番号 第7 青木 美恵子 委員

議長 以上、3委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定を議題とします。

会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決定しました。

議長

日程第3 諸般の報告をします。

初めに、農業委員会第6回総会に提出されました議案について、報告します。報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について1件、報告第6号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について1件、議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について1件、議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について1件、合計4件です。

議長 次に、提出議案一覧表及び議事日程は、すでにお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

議長 以上で、報告を終わります。

議長 続きまして、日程第4 報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、説明いたします。

事務局 届出地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△△番△、地目：畑、面積：576㎡です。

事務局 届出者は、比企郡嵐山町〇〇〇〇△丁目△△番地△△ 氏名A氏です

事務局 転用目的は、長屋住宅です。

事務局 令和6年6月10日、嵐山町農業委員会事務局長専決規程に基づき、受理しております。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきましては、報告事項であるため、ご了承願います。

議長 続きまして、日程第5 報告第6号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第6号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について、説明いたします。

事務局 農地所有適格法人は、事業年度終了後3ヶ月以内に事業の状況等の報告を農業委員会を行うことを義務づけられております。

事務局 3. 議決権要件は、法人の行う農業に常時従事する者
で、議決権者は12人、議決権の割合は100%です。

事務局 4. 業務執行役員要件は、230日です。

事務局 以上、4つの要件を「農事組合法人〇〇〇〇〇〇」
は満たしております。

事務局 続きまして、「農事組合法人〇〇〇〇」について、
報告いたします。

事務局 1. 法人要件は、農事組合法人です。

事務局 2. 事業要件は、米・小麦・大豆・露地野菜の生産を
しております。

事務局 3. 議決権要件は、法人の行う農業に常時従事する者
で、議決権者は4人、議決権の割合は100%です。

事務局 4. 業務執行役員要件は、230日です。

事務局 以上、4つの要件を「農事組合法人〇〇〇〇」は満たしております。

事務局 続きまして、「農事組合法人〇〇〇〇」について、報告いたします。

事務局 1. 法人要件は、農事組合法人です。

事務局 2. 事業要件は、米・麦・大豆の生産、菜種油の販売をしております。

事務局 3. 議決権要件は、法人の行う農業に常時従事する者で、議決権者は86人、議決権の割合は100%です。

事務局 4. 業務執行役員要件は、240日です。

事務局 以上、4つの要件を「農事組合法人〇〇〇〇」は満たしております。

事務局 なお、報告第6号については、法人要件を満たすことを確認する案件であり、その内容を審議するものではありませんので、申し添えてご報告申し上げます。以上です。

議長 ありがとうございました。この件につきましては、報告事項であるため、ご了承願います。

議長 続きまして、日程第6 議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△番、地目：畑、面積：999㎡です。

事務局 譲受人は、熊谷市〇〇△△△番地△ 氏名B氏です。

事務局 譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△番地 氏名C氏です。

事務局 申請理由は、経営規模の拡大、権利関係は、所有権移転です。

事務局 当申請は、再生利用困難な農地から解消後、栗を植え付けし、農地として管理する計画でございます。なお、収穫した栗については、自家消費や身内へ譲るなどをして消費していくとのことでした。

事務局 それでは、3条の許可要件に沿って説明をさせていただきます。

事務局

全部効率利用要件：現在所有している農地については、露地野菜の作付けや果樹を植樹しており、適正に農地として利用されております。なお、取得する農地については、営農計画書のとおり、作付けをし、農業に従事すると思われるので、問題ないと思われま

事務局

農業常時従事要件：現在の経営地では年間で300日程度、農業に従事しているとのことですので、問題ないと思われま

事務局

地域との調和要件：農業の維持発展に関する地域活動への積極的な参加及び獣害被害対策への協力をしていくとのことですので、問題ないと思われま

事務局

以上、3条許可に必要な要件は満たしていると思われま

議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ。

(質疑なし)

議長

質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第1班安藤委員、お願いします。

安藤委員

議案第21号について、調査報告をいたします。7月17日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。周辺農地に影響はないと思われ、許可妥当と判断いたします。以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について採決します。

議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定しました。

議長 続きまして、日程第7 議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△△△番△、地目：畑、面積：1,169㎡です。

事務局 譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地 〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 氏名D氏で
す。

事務局 譲渡人は、川越市〇〇〇△丁目△番地△ 氏名E氏
です。

事務局 転用目的は駐車場用地の拡張で、権利関係は所有権
移転です。

事務局 申請人は今年5月に嵐山事業所北側の県道大野・東松
山線沿いの既存駐車場の隣接地に駐車台数計62台の
駐車スペースを確保しましたが、新棟の操業開始に伴う
従業員の異動と、その後の本格稼働に伴う人員増加が予
想され、10月頃には約50台の駐車場が不足するとの
ことです。そうした中、嵐山事業所東側の土地の所有者
より、土地売却の相談をいただき、隣接する企業内保育
所の保育従事者向け駐車スペースとしても利用できる
ことから、当申請地に決めたとのことです。

事務局 それでは、埼玉県知事に進達する意見書の許可基準に沿った、説明をさせていただきます。

事務局 工事計画：令和6年8月25日から令和6年12月24日までです。

事務局 農地区分：当該農地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。

事務局 資力及び信用：過去に違反転用はなく、資金調達計画書や残高証明書の添付があり、所要金額の内訳等も確認できているため、問題ないと思われれます。

事務局 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性：許可後、すぐに着工し、遅滞なく行われると思われれます。

事務局 行政庁との免許、許可、認可等の処分の見込み：農政課より水路敷の公共物使用許可が下りております。

事務局 計画面積の妥当性：必要最低限の面積を許可基準としております。周辺の状況等を考えたなかで、やむを得ないと考えます。

事務局 周辺の農地等に係る営農条件や総合的利用への支障の有無：隣接農地への営農条件や総合的な利用に支障はないと考えます。

事務局 尚、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、農地以外の土地の利用見込み、宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性、一時転用である場合にはその妥当性、法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については該当いたしません。以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ。

(質疑なし)

議長

質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、
現地調査をしておりますので、その報告を第4班
金井委員、お願いします。

金井委員

議案第22号について、調査報告をいたします。7
月17日の農地調査会にて、申請地を調査してまいり
ました。周辺農地に影響はないと思われ、許可妥当と
判断いたします。以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案第22号 農地法第5条第1項の規
定による許可申請について採決します。

議長

本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めま
す。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第 22 号 農地法第 5 条第 1 項の規定
による許可申請について、許可意見を付して埼玉県知
事に進達することに決定しました。

議長 これにて、本総会に付議されました案件の審議は全
て終了しました。

議長 以上をもちまして、令和 6 年嵐山町農業委員会第 6
回総会を閉会します。

議長 お疲れ様でした。

上記会議のてん末に相違ないことを証するため、議長及び委員の署名をする。

議長 杉田 哲

委員 安藤 紀子

委員 杉田 健一

委員 青木 美恵子
